

項番	<p>南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (R5.5.23 中央防災会議幹事会) : 【南】 厚生労働省防災業務計画 (R6.4 厚生労働省) : 【厚】</p>	<p>南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方 (H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会)</p>	<p>関連ページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">資料2-3</div>
東海DMAT調整本部が行う業務			
1	<p>【南】第1章 2. (3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携 ② 現地対策本部は、被災都府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。 ③ 現地対策本部は、関係する省庁、都府県(市町村)、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマ(主な災害対応)に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。 ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。</p> <p>【厚】第1編 第2章 第2節 第5 災害時情報網の整備 厚生労働省医政局及び健康・生活衛生局並びに都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の状況等の被害の規模を推測するため、広域災害及び救急医療に関する情報システム(コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療状況等の迅速な把握が可能な広域災害・救急医療情報システム(EMIS))により、国・都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。</p> <p>【厚】第2編 第1章 第1節 3 厚生労働省関係部局は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、被災地又はその周辺の関係団体、活動中の救護班・保健師等から収集した情報、ヘリコプターによるテレビ情報、マスコミ情報、SNS等のソーシャルメディア、被災地又はその周辺の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークをもつ関係団体、企業等への照会等可能なあらゆる手段により現地の被害状況、避難所の状況等に関する情報を収集し、当該情報を大臣官房厚生科学課に報告する。 8 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、関係部局から収集した情報を取りまとめ、関係省庁等に報告する。取りまとめに当たっては、災害発生の直後より、医療救護活動の状況、医療施設・社会福祉施設等の被害状況、人的支援や物資支援ニーズ等に関する必要な情報を迅速に収集できるよう、関係部局との緊密な連携を図る。 9 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、第3項により関係部局が収集した災害情報を取りまとめるとともに、災害対策基本法第53条第4項の規定による内閣総理大臣への報告を行う。</p>	<p>①東海四県及び近隣県の医療体制の把握、調整 (P12「(3) 主な業務」)</p> <p>・EMIS通信機器による災害拠点病院等医療機関、医療圏毎の医療機能状況の把握と中部緊急災害現地対策本部への情報提供 (P12「(3) 主な業務①」)</p>	<p>P14「2>2、医療機関被害状況」 P14「3>2、広域災害救急システム(EMIS)の活用」</p>
2	<p>【南】第4章 2. (1) 被災都道府県の役割 ⑤ EMIS等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。</p> <p>【南】第4章 4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復 (1) 被災都府県は、災害拠点病院等をはじめ、都府県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、EMIS等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。 (2) 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構は、被災地の医療機関における医療活動に関して、患者の受け入れを要請するとともに次の措置をとる。 ①医師、看護師、業務調整員等の医療要員の参集 ②医薬品、医療資器材等の確保 ③病院建物、医療機器の被害の応急復旧 ④水道、電気、ガス等のライフラインの被害の応急復旧に関して、第6章に定めるライフライン施設関係省庁への要請 (3) 被災都府県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なDMAT等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災都府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。 (5) 被災地内の医療機関は、施設、設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、EMIS等を用いて自施設の被害状況を報告し、ライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>(6) 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、EMIS等を用いて相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。被災地内の災害拠点病院は、応急用資器材の貸し出し等、被災地内の他の医療機関に対し必要な支援を行う。 (8) 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と病院管理者が判断し、被災都府県へ報告があった場合、当該都府県は、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、当該都府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。</p> <p>【厚】第1編 第2章 第5節 医薬品等の安定供給の確保 【厚】第1編 第2章 第8節 個別疾患に係る防災体制の整備 【厚】第2編 第2章 第5節 被災地における保健医療の確保 第1 医療施設への電気、ガス、水道の確保 1 被災都道府県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。 2 被災都道府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への電気や水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。 3 厚生労働省医政局は、前2項の措置に関し、必要に応じ、関係省庁との調整等必要な支援を行う。</p>	<p>・四県医療機能の継続 (P12「(3) 主な業務①」)</p>	<p>P14「4 医療戦略の判断」</p>

項番	<p>南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (R5.5.23 中央防災会議幹事会) : 【南】 厚生労働省防災業務計画 (R6.4 厚生労働省) : 【厚】</p>	<p>南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方 (H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会)</p>	<p>関連ページ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">資料2-3</div>
3	<p>【南】第6章 4. (2) 優先供給要請の手順 ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本LPガス協会に対して、被災都府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。 【厚】第2編 第1章 第3節 第3 被災地への物資の供給 2 厚生労働省関係部局は、前項の情報提供を行った場合において、非常災害に伴う通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災都道府県・市町村から政府災害対策本部等への物資の要請が滞っているとき等は、当該関係施設等に不足する物資の種類、数量、派遣先の住所等を確認し、内閣府を中心とする関係省庁と連携して、当該関係施設等への物資や燃料の供給支援、電源車等の派遣調整を行う。</p>	<p>・回復に向けた支援物品・燃料等の補給要請の調整 (P12「(3) 主な業務①」)</p>	<p>P18「2>(1) 病院機能維持」</p>
4	<p>【南】第4章 2. (1) 被災都道府県の役割 ② 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災道県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。 【南】第4章 2. (2) 国の役割 ① 緊急災害対策本部 ア 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社及び国立病院機構等の行うDMAT等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。 【南】第4章 3. (1) DMATの派遣要請 ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県(※)へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の府県が要請を行ったものとみなす。 【南】第4章 3. (3) DMATへの任務付与及び指揮 ① 厚生労働省DMAT事務局は、被害状況の共有など被災都府県と連携し、(2)により各参集拠点に参集したDMATに対し、具体的な派遣先府県を指示する。 【厚】第2編 第2章 第4節 第1 救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣 3 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局に対して要請を行う。</p>	<p>・被災外からの派遣DMATの分配調整 (P12「(3) 主な業務②」)</p>	<p>P14「4 医療戦略の判断」～P16「5 DMATの投入」</p>
5	<p>【厚】第1編 第2章 第4節 後方支援体制の確保 1 都道府県は、当該都道府県においては対処することが困難な規模の非常災害が発生した場合における医療を確保するため、近隣都道府県と調整し、災害時の相互協力体制の確立に努める。 その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター等の助言を受ける。 2 厚生労働省医政局は、前項の相互協力体制の確立のため、必要に応じ、助言その他の支援を行う。</p>	<p>・四県に対するDMAT医療戦略の助言 (P12「(3) 主な業務②」)</p>	<p>P14「4 医療戦略の判断」～P16「5 DMATの投入」</p>
6	<p>【南】第4章 5. 重症患者の医療搬送(広域医療搬送・地域医療搬送) (1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義 ① 広域医療搬送 ア 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。 ② 地域医療搬送 ア 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものを含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいう。 (2) 患者搬送の考え方 ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。</p>	<p>②地域医療搬送に関する調整 (P13「(3) 主な業務」)</p>	
7	<p>【南】第4章 5. (5) 地域医療搬送 ① 被災都府県の災害対策本部は、医療搬送等が円滑に実施できるように、被災市町村の災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とEMIS等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係る事項等の必要な情報を共有し、調整を行う。</p>	<p>・地域医療搬送拠点の被災状況の把握・解説・運営への助言 (P13「(3) 主な業務②」)</p>	<p>P16「6 搬送優先順位」</p>

項番	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (R5.5.23 中央防災会議幹事会) : 【南】 厚生労働省防災業務計画 (R6.4 厚生労働省) : 【厚】	南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方 (H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会)	関連ページ
8	<p>【南】第4章 5. (5) 地域医療搬送</p> <p>③ ドクターヘリの運用</p> <p>ア 被災都府県のドクターヘリは、各都府県又は各ドクターヘリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。</p> <p>イ 非被災道県は、厚生労働省、被災都府県からの要請に基づき、地域の実情に合わせて、ドクターヘリを被災都府県が指定した被災地内のドクターヘリ参集拠点に派遣する。派遣されたドクターヘリは、被災都府県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。</p> <p>ウ 被災都府県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。</p> <p>エ 非被災道県のドクターヘリの第1陣は、迅速な活動のため、被災地から300km圏内を基準とし、非被災道県が、地域の実情に合わせて派遣を行う。また、被災状況に応じて、第2陣、第3陣を全国から派遣する。</p> <p>④ ヘリコプターによる地域医療搬送</p> <p>ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記ア、イのほか、広域医療搬送を補完する観点から、ウのケースも考慮して行う。</p> <p>被災地地方公共団体は、これらの搬送の発着点となる災害拠点病院等の至近に、発災後速やかにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整しておく。</p> <p>ア 災害現場、航空機用救助活動拠点から被災地内の災害拠点病院までの搬送</p> <p>イ 災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・SCU(上記(3)①)までの搬送</p> <p>ウ 被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外(災害拠点病院、航空搬送拠点・SCU)に搬出する搬送</p>	<p>・ドクターヘリの越県搬送に関する調整 (P13「(3) 主な業務②」)</p>	<p>P17「1 空路搬送」</p>
9	<p>【南】第4章 5. (5) 地域医療搬送</p> <p>② 被災都府県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。</p>	<p>・陸路による越県搬送に関する調整 (P13「(3) 主な業務②」)</p>	<p>P17「2 陸路搬送」</p>
10	<p>【南】第3章 6. (2) 航空機の運用の考え方</p> <p>② 航空機の運用調整</p> <p>ア 被災都府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>イ 広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合は、緊急災害対策本部又は現地対策本部が主体となって調整を行う。この際、航空機運用総合調整システム(F O C S)を活用することにより、効率的かつ安全な運用を図るものとする。</p> <p>ウ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災地空域に集中する航空機の安全を確保するため、必要に応じて、一定空域での飛行の注意喚起・自粛要請、指定飛行経路等の設定、航空交通情報の提供エリア等の調整を行う。</p> <p>エ 現地対策本部又は被災都府県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。この際、現地対策本部又は被災都府県は国土交通省に対し、航空機の当該空域の飛行自粛に関する航空情報(ノータム)の発出を要請し、同省はその旨の航空情報を発出する。また、現地対策本部又は被災都府県は、報道機関等の協力団体に対し必要な協力を広く要請する。</p>	<p>・自衛隊、海上保安庁等の航空機を用いた地域医療搬送に関する調整 (P13「(3) 主な業務②」)</p>	<p>P17「1 空路搬送」</p>

資料2-3

項番	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (R5.5.23 中央防災会議幹事会) : 【南】 厚生労働省防災業務計画 (R6.4 厚生労働省) : 【厚】	南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方 (H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会)	関連ページ	資料2-3
11	【南】第3章 6. (3) 艦船・船舶の運用の考え方 ② 艦船・船舶の運用調整 ア 被災都府県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用、その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 イ 国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行う。	・自衛隊、海上保安庁等の舟艇を活用した搬送に関する調整 (P13「(3) 主な業務②」)	P18「3 水上搬送」	
12		・民間航空機、民間フェリーを用いた搬送に関する調整 (P13「(3) 主な業務②」) ③医療機関支援の調整 (P13「(3) 主な業務」)	P18「3 水上搬送」	
13	【南】第1章 2. (3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携 ③ 現地対策本部は、関係する省庁、都府県(市町村)、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマ(主な災害対応)に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。 ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。 ⑤ 電力供給網、通信網等に支障が生じた場合には、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等の現場での実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。 【厚】第2編 第2章 第5節 第1 医療施設への電気、ガス、水道の確保 1被災都府県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。 2被災都府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への電気や水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。 3厚生労働省医政局は、前2項の措置に関し、必要に応じ、関係省庁との調整等必要な支援を行う。	・中部緊急現地対策本部、各県DMAT調整本部と連携したライフラインの確保 (P13「(3) 主な業務②」)	P18「2 ライフラインの確保」	
14	【南】第1章 2. (3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携 ② 現地対策本部は、被災都府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。 ③ 現地対策本部は、関係する省庁、都府県(市町村)、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマ(主な災害対応)に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。 ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。 【南】第4章 4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復 (2) 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構は、被災地の医療機関における医療活動に関して、患者の受入れを要請するとともに次の措置をとる。 ③病院建物、医療機器の被害の応急復旧	・中部緊急対策本部、各県DMAT調整本部と連携した病院建物危険度の把握 (P13「(3) 主な業務②」)	P19「6 建物倒壊危険度の判定」	
15	項番8、項番10	東海DMAT調整本部が調整する空路搬送 (P17「1 空路搬送」) ・越県するドクターヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリを活用した地域医療搬送		
16		・民間航空機を活用した地域医療搬送及び必要に応じた広域医療搬送		
17		東海DMAT調整本部が調整する陸路搬送 (P17「2 陸路搬送」) ・JR貨物、名古屋鉄道、近畿日本鉄道等鉄道による広域または越県地域医療搬送		
18		東海DMAT調整本部が調整する水路搬送 (P18「3 水上搬送」) ・民間カーフェリー		